

平成 22 年 9 月作成

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者

主任船舶電装士

船舶電装士

目 次

I	船舶設備規程	1
[1]	電気設備	1
第1章	総則	1
第2章	発電及び変電設備	27
第1節	通則	27
第2節	発電機	37
第3節	蓄電池	51
第4節	変圧器	56
第3章	配電設備	60
第1節	配電盤	60
第2節	配電器具	68
第4章	電路	71
第1節	電線	71
第2節	配電工事	74
第3節	接地	93
第5章	電気利用設備	96
第1節	照明設備	96
第2節	動力設備	101
第3節	電熱設備	112
第4節	通信及び信号設備	114
第6章	非常電源等	115
第7章	引火性液体を運送する船舶の電気設備	135
第8章	ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	144
[2]	脱出設備、操舵設備、航海用具	148
[3]	無線電信等の施設	213
II	危険物運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	220
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	227
IV	船舶消防設備規則（関連抜粋）	244
V	船舶防火構造規則（関連抜粋）	258
VI	船舶自動化設備特殊規則	260
第1章	総則	260
第2章	機関	260
第3章	設備	264
VII	漁船特殊規程（関連抜粋）	271
第1章	総則	271
第3章	設備	271
第1節	救命設備	271

第3節 其他の設備	271
VIII 小型船舶安全規則（関連抜粋）	278
[1] 総則	278
[2] 電気設備	283
第1節 通則	283
第2節 蓄電池	286
第3節 配電盤	288
第4節 電路	289
第5節 電気利用設備	290
[3] 航海用具	291
[4] 救命設備	303
[5] 特殊小型船舶に関する特則	304
IX 小型漁船安全規則（関連抜粋）	305
[1] 総則	305
[2] 電気設備	306
[3] 航海用具	309
[4] 救命設備	313
X 電気設備の検査	315
[1] 検査の種類	315
[A] 定期検査	315
[B] 中間検査	315
[C] 臨時検査	316
[D] 臨時航行検査	317
[E] 予備検査	317
[2] 用語の意義	317
[A] 旅客船	317
[B] 国際航海	317
[C] 特殊船	317
[D] 小型兼用船	317
[E] 小型船舶	318
[F] 小型漁船	318
[G] 航行区域	318
[H] 従業制限	318
[3] 検査の準備	319
[A] 定期検査の準備	319
[B] 第1種中間検査の準備	319
[C] 第2種中間検査の準備	319
[D] 予備検査の準備	319
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	320
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	320

第1章 第1回定期検査等	320
第2章 定期的検査等	328
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	332
第1章 第1回定期検査等	332
第2章 定期的検査等	333
S編 検査の特例（電気装工事関係）	334
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	336
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	336
2-1 第1回定期検査（製造検査を含む。）	336
2-2 定期的検査	337
2-5 検査の特例	339
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	340
第2章 船舶検査の実施方法	340
XI 索引	342